

別表第2

処分等の基準表（排水設備工事）

規則：飯田市下水道排水設備指定工事店に関する規則

条例：飯田市下水道条例

No.	違反行為の項目		処分対象者	処分根拠	違反点数	過料用金額 (単位: 万円)
1	指定の申請(条例第9条第1項)の不正 不正な手段により指定工事店の指定を受けたとき		指定工事店	条例第15条 第1項第1号	取消	
2	指定工事店の責務(条例第10条第1項～第4項)違反					
2-1	該当	関係法令・条例遵守及び工事を適正に行わなかったとき(条例第10条 第1項)	指定工事店	条例第15条 第1項第2号 (停止・取消)	1～24	
2-2		無届工事(条例第10条第2項)				
		* 確認前に着工したとき(排水設備等の確認申請 有)	指定工事店		1	1
		* 無届で工事を実施したとき(排水設備等の確認申請 無)	指定工事店		4	3
		* 故意に実施した場合は、15-2に準じる。	指定工事店	4～24		
2-3		事務所及び支店等ごとに責任技術者を選任しないとき(条例第10条 第3項)	指定工事店	条例第50条 第1項第4号 (過料)	取消	
2-4		責任技術者を条例で定める事務に従事させなかったとき(条例第10条 第4項)	指定工事店		3	
3	指定の基準(条例第12条第1項各号)不適合					
3-1	該当	長野県内に支店等がないとき(条例第12条第1項第1号)	指定工事店	条例第15条 第1項第3号	取消	
3-2		事務所・支店等ごとに責任技術者を選任しないとき(条例第12条第1 項第2号)	指定工事店		取消	
3-3		規則で定める機械器具がないとき(条例第12条第1項第3号)	指定工事店		取消	
3-4		心身の故障により排水設備工事の事業を適正に行うことができない者 として規則で定めるものとなったとき(条例第12条第1項第4号ア)	指定工事店		取消	
3-5		破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者となったとき(条例第12 条第1項第4号イ)	指定工事店		取消	
3-6		過去に法令又は条例の規定に違反した事実が存する等その業務に 関し違法又は不当な行為をするおそれがあると市長が認めたとき(条 例第12条第1項第4号ウ)				
3-6①		文書注意事項に改善が見られないとき	指定工事店		4	
3-6②		文書警告事項に改善が見られないとき	指定工事店		8	
3-6③		条例による処分に関する必要な報告又は資料の提出の求めに対し、 正当な理由なく応じないとき	指定工事店		24	
3-7		条例第15条第1項の規定により指定を取り消され、かつ、当該取り消さ れた日から2年を経過していない者(条例第12条第1項第4号エ)	指定工事店		取消	
3-8		法人の場合、その役員に条例第12条第1項第4号アからエまでのいづれ かに該当する者が就任していることが判明したとき(条例第12条第1項 第4号オ)	指定工事店	取消		
4	変更等の届出義務(条例第14条)違反					
4-1	該当	事業所の名称及び所在地等の変更の届出を提出しないとき	指定工事店	条例第15条 第1項第4号	1	
4-2		事業所の名称及び所在地等の変更の届出が虚偽の届出であったとき	指定工事店		取消	
5	公共下水道・終末処理場・農集排処理施設の機能を妨げ、又はそのおそれ のある工事をしたとき		指定工事店	条例第15条 第1項第5号	4～24	
6	無届で着工した者(条例第5条第1項又は第2項)		使用者	条例第50条 第1項第1号		1～5
7	完了届の提出が遅延した者(条例7条第1項)		使用者	条例第50条 第1項第2号		1
8	指定外工事関係者による排水設備工事(指定外工事関係者が使用者から受 注し、他の指定外工事関係者に排水設備工事を請け負わせたものも含む) (条例第9条第1項)		指定外工事関係者 使用者	条例第50条 第1項第3号		4～5

No.	違反行為の項目	処分対象者	処分根拠	違反点数	過料用金額 (単位:万円)
9	除害施設の設置及び規定する必要な措置を怠った者(条例第27条又は第28条第1項若しくは第2項)	使用者	条例第50条第1項第5号	/	1~5
10	除害施設及び必要な措置の設置、休止、廃止、変更の届出を怠った者(条例第29条各項)	使用者	条例第50条第1項第6号	/	1~5
11	水質の基準に適合しない汚水を排除した者(条例第30条各項)	使用者	条例第50条第1項第7号	/	4
12	使用料を算定するための資料の提出を怠った者(条例第35条)	使用者	条例第50条第1項第8号	/	4
13	改善命令に違反した者(条例第36条第1項)	使用者	条例第50条第1項第9号	/	1~5
14	占用許可を受けた者で市長の指示に従わなかったもの(条例第44条第2項)	使用者	条例第50条第1項第10号	/	1~5
15	各種届出(開始届等)の提出を怠った者(条例第20条各項、第21条、第22条、第23条第1項又は第25条)				
15-1	該当 過失により各種届出(開始届等)の提出を怠った者			/	1
15-2	故意に使用料の支払を免れようとしたと認められる者①(再犯・極めて悪質な場合)(No.6・No.7・No.16に該当する過料として科する。)	指定外工事関係者 使用者	条例第50条第1項第11号	/	5
	故意に使用料の支払を免れようとしたと認められる者②(上記①以外の者)(No.6・No.7・No.16に該当する過料として科する。)			/	4
	故意に使用料の支払を免れようとしたと認められる者③(上記②中、情状酌量の余地がある者)(No.6・No.7・No.16に該当する過料として科する。)			/	1~3
16	各種届出(確認申請・占用許可等)の提出を怠った者(条例第5条各項、第38条又は第40条第1項)	使用者	条例第50条第1項第12号	/	1~
17	偽り等により使用料・占用料・引込管分担金・手数料の徴収を免れた者	使用者	条例第50条第2項	/	別表第3の2